

「(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会委員の意見等(第2～9回懇談会および作文)」を、  
提言たたき台作成用に整理したもの

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
1.まちづくりの基本方向や考え方			
1-1 前文			
(1)練馬区の地域特性について 「A 条例制定の意義・必要性」としてまとめます。			
ベッドタウン		4	2
都市と田舎の中途半端な存在		4	2
練馬らしさ		4	2
これまでの練馬区の各種宣言を参考にする。		4	1
S58非核都市練馬区宣言 H10交通安全都市練馬区宣言 H13、健康都市練馬区宣言 を参考にし！		3	1
自然(緑と共に生きる)		4	1
環境保全(みどりと太陽)		4	1
緑と水と風		4	2
練馬区の特徴である良好な住宅街の区にするためにつとめる。		4	2
<b>&lt;以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。&gt;</b>			
この街に生まれ、育ってきた。私は、とても、幸せである。次の世代の人達にも、是非、継いでもらいたい。この街に生まれ、この街に育ち、この街で暮らし、そして、この街を愛することが出来る、これは、とても、幸せなことだと思う。	8		
練馬の将来、向かうべき方向の整理が必要である。		2	2
人権尊重		3	1
地域に根ざし、世界に発信していくまち		4	1
人と自然を大切にすまち		4	1
老若男女を越えて結び合うまち		4	1
区として次世代に伝えていくもの(練馬区の歴史は継いで)		4	1
一人ひとりがよさを伝え続けるまち		4	1
ふる里 ねりま		4	1
区民の誇り		4	1
経済的発展か、自然の保護か。		4	1
人権が尊重されている。		4	1
便利さか、人間性か。		4	1
個人の権利か、共存のための妥協か。		4	1
人に暖かいまちづくり		4	2
区民の力や知恵がいかされるまち		4	2
ハンディがあっても当たり前で暮らせるまち		4	2
高齢者の活躍の場がある。		4	2
義務教育の場への教育の立場としての参加		4	2
子育てを「経験」「知恵」の面で支援		4	2
練馬に住んで良かったと実感できる。		4	2
環境、安全、人権が守られている。		4	2
少子高齢化対応のまちづくり		4	2
安心・安全な生活確保		4	2
豊かなまちづくり		4	2
練馬の自然環境を生かす都市づくり		4	2
メディアで発信できる練馬区の特長		4	2
豊島園を歴史のシンボルにする。(西武より買収)		4	2
住民が自治意識を自覚できる。(小さなコミュニティの中で地域に参加している自分を感じられる。)		4	2
参加区民としての資格を含めた条例の本質についてどう条例化するか？		4	3
ご近所づきあいのできるまち		4	1
1-2 目的 「A 条例制定の意義・必要性」としてまとめます。			
区民の大多数が、もっと積極的に練馬の自治に参加する・参加できるような制度を制定することが大切である。	1		
住民自治を拡充発展させていく。		4	1
練馬区民が主権を持ち区民が安心して生活できる街(区)を実現することを目的とする。		4	2
<b>&lt;以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。&gt;</b>			
なぜ条例が必要なのかを掘り下げてはどうか。		2	2
区民、議会、行政との協働ができる区政運営のためには何が必要か？		4	3
1-3 基本理念・基本原則			
(1)区民主権、区民意見の尊重 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
区民自ら作り上げる町		4	1
民意反映		4	2
区民本位の徹底		4	2
自由な自治		4	2
意見が尊重される。		4	2
少数の声が区に届く。		4	2
区民の意向による区政運営を徹底する。		4	1
(2)最高規範性について 「A 条例の構成・位置づけ・改定の方法」としてまとめます。			
区の最高規範性		3	1
(3)基本的な方向性について 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
多様な住民が存在することを念頭に置き、自治基本条例を考えなければならない。決して、特定の利害を有し、行政に積極的に関わろうとする者のみの利益が追求されてはならない。議論は個々の利害や関心を超え、公共性を帯びることを肝に銘じて制定作業に取り組み、関わるべきである。	3		
ある程度は総花的・広義・抽象的な文言による条項の列記もやむを得ないが、折角区民の立場に立って効率的且つ質の高い良い行動(3月21日特集号8頁)を目指すについては、区の基本姿勢が出来ただけ具体的に見える様な条文(内容)にすべきである。	9		
補完性の原理		4	3
自治基本条例のもとで区民一人ひとりがそれぞれ抱える立場やハンデ、境遇を乗り越えて共に力をあわせると言う理念		4	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>			
条例の内容:軸は、監視 協働である。		2	2
練馬での暮らしに即した自治のあり方や方向を検討すべきではないか。		2	2
まちづくりの議論が必要である。まちづくりは地域ごとに異なることから、それぞれの地域で「こんなまちが良い」について議論することが大切である。		2	2
条例を作るだけでよいのか。		2	2
区として次世代に伝えていくもの		3	1
地域に根ざし世界に発信		3	1
上位の理念にさらに集約させる必要か？		3	1
どこまで含めて検討すべきなのか。		3	2
自治基本条例をどのようにつくれるのか。		3	2
練馬区の進んでいる方向は、良いのではないか。		2	1
練馬のアイデンティティー		3	1
言いっぱなしでなく、条例制定までフォローしたい。		3	2
2.情報共有・情報公開			
2-1 情報共有			
(1)情報共有の必要性について 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
互いに理解し、納得するためには情報の公開と情報の共有が必要である。	7		
原点に立ち返り、区の実存目的(誰のための区行政なのか)から考え、区的全職員の「住民自治」に対する現状認識について調査検討しその内容をベースとして「区民・区・議会」の視点からそれぞれについてどのような認識を持っているのかを相互に公表した上で(情報認識の共有化)スタートすることが大切である	2		
今までは違う「区民・区・議会」の新しいポジショニングの確立と役割分担が明確になり、すべてをリアルタイムに情報の共有化ができ、目指す方向性まで一体化できたなら本当の意味での協働が可能になる。	2		
協働に最も重要なのは情報公開		2	2
自治をはぐくむときに共有すべき情報が重要 (情報公開制度とは異なる概念イメージ)		5	3
何もかもつつみ隠さず区民に見せることも重要		9	1
(2)情報共有のための区の姿勢について 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
区の情報や区民に伝える工夫が必要		5	3
伝達手法の多様化が必要		5	3
運用が大切		5	2
メリット、デメリット両方の情報の公開を		5	3
区民の生活に関わるような自治についての情報を発信し、共有するルール(新聞・テレビのようなメディアの活用)		5	3
区と区民が協働するには、情報や意識を共有することが欠かせないが、そのための情報伝達手段が区報とホームページに留まっていたり心もとない。テレビ放送や、IT、既存の活字などのメディアを情報伝達のための道具として、効果的に組み合わせ活用すべきである。	1		
必要な情報を知らない人にならないように		5	3
(3)情報に対する区民の姿勢について 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
情報は自分から動かないとなかなか入ってこない(多分野、多量)		5	1
情報はとりにくいもの		5	2
情報は公開されているから安心			
情報をとりにいく区民の文化		5	2
情報は公開されるものという意識			
住民の知る努力も大切		5	3
区民が自ら情報を伝える、取る努力や仕組み		5	3
区民相互の情報共有も必要(防災活動など)		5	3
(4)政策形成過程の情報公開について 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
プロセスの工夫、情報共有で区政がスムーズに進む。		2	2
区としては情報の使い方・出し方を工夫 区民はどんな情報が必要なのかを明らかにオンデマンドが必要		5	1
ただし、コストの問題もあるので、特定の人のみへの公開にコスト、手間がかからないように			
決定されてから、情報が流される		5	2
事前説明不足(区側)		5	2
決定までのプロセスの公開		5	2
(5)情報共有と情報公開の考え方について 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
共有と公開は分けて考える		5	2
情報公開と情報共有の違い		5	3
<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>			
情報共有の主体(区と区民か、区民と区民か)		5	3
行政は“情報公開”の内容を理解していないのではないか？		5	2
情報公開・共有		2	3
区報を町会で回覧してはどうか。ただし、情報のルートとしては、これだけでは足りない。		2	1
区民が行政の参加方法をよく理解していないのではないか。		2	3
練馬区のHPの更新は早い		5	2
最近のインターネットによる情報公開はすばらしい。一段と、簡単な方法を開発してほしい。		4	2
区議・区職員(行政)・区民 情報共有化		4	3
必要十分な情報種と量は何か？		5	3
迷惑施設の建設情報もはやめに伝える		5	3
区報・町内会に全配布してみてもどうか？			
68万人		5	1
コンビニ・折り込み・郵送も行っている			
データベース化されているが現在は部・課別となっている(HPでも検索可)		5	1
分野別になり使いやすくなる予定			
どんな情報が必要かを吟味 いったんどのような情報の提供が必要かを検討		5	3
メディアはこれで良い？			
・区報のみではない		5	3
・テレビ、ケーブルテレビ、インターネット			
TV等で会議が見れるシステム		5	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
練馬区の”今” 知りたい！ 行政のこと 伝えたい！ 区議会のこと 分かち合いたい！ 区民初！区内のできごと 区民の区民による区民のための情報発信(TV、ラジオ・インターネット・街角掲示板など) 町会で空き巣等の被害情報を公表(防犯効果がある) 区のホームページはどこに何があるかわかりにくい		2	1
2-2 行政情報を知る権利 「B 区民の権利と責務」としてまとめます。			
情報共有は区民の義務		5	3
情報共有は区民の権利		5	3
情報共有は区の義務である		5	3
「知る権利」 「区の有している情報は区民のもの」		5	3
個人の権利と行政の権利との整合性		4	2
<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>			
各条例と施策の関連性と住民への周知あるいは条例間のかかわり (関連性が見えないし、知らない。)		2	2
区参加のイベントで予算が明確にされない 前例主義		5	2
公開を求められる請求内容の詳細は？		5	2
消防団(防災) 危険マップ 練馬独自のものはなし		5	2
土地(地価)が下がる 知っていればいい			
黒塗りのなるべく廃止 原則全部公開		4	2
公開制度を使ったが求める情報が出てこない		5	2
情報公開制度により取り寄せてみれば、非公開部分が真っ黒に塗りつぶされている。しかも、真っ黒の紙でも1枚10円かかる。なんたることか。		2	1
公開と非公開の線引きが明らかでない！			
ルール化が必要・自治体で違いがある		5	2
情報を知っている人と知らない人の落差の拡大		5	3
自治・防災(福祉・教育)など情報の種類・目的によって情報の共有するレベルをルール化		5	3
2-3 会議公開の原則 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。			
区議会委員会で議題メモ、資料の配布を		5	3
2-4 説明責任 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。			
情報公開度の向上		5	3
透明性の向上		5	3
2-5 意見・要望・苦情等への対応			
(1) 根拠規定の必要性について 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。 異議申立てをする時の根拠となる規定が必要		5	3
(2) 審査会・オンブズマン制度について 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。 苦情を受けつける場や仕組の充実 「審査会」「オンブズマン」		5	3
2-6 個人情報の保護			
(1) 個人情報の保護の意義・重要性について 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。			
個人情報保護の整備		2	1
公の情報ほとんど公開すべき 個人情報の原則非公開		5	1
やはりセキュリティーが重要 (外部委託しているものもあるので)		5	1
(2) 個人情報保護と非常時や、コミュニティづくり等とのバランスについて 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。			
公人・私人の情報をしっかりわかる		5	1
個人情報保護の整備弊害(名簿も作れずネットワーク化できない)		5	3
守秘のルールを定め、ケースバイケースで柔軟に運用すべき(人命あつての個人情報)		5	3
個人情報保護条例の過度な反応		5	2
過剰な？個人情報保護が地域コミュニティづくりを阻害しているのでは？		5	3
<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>			
区民番号制		4	2
個人情報保護は行き過ぎか？		5	3
3.区民参加			
3-1 参加の権利・義務			
(1) 参加の権利について 「B 区民の権利と責務」としてまとめます。			
区民一人ひとりが、自治に参加することを「権利であると同時に義務でもある」と認識し、強い自覚の基に 区や議会と協働できる体制を作り上げることが重要である。	1		
区民の権利をどこまで規定するか。		3	2
「住民への権限の委譲」は、反面、「住民の責任の重大さ」も意味する。最終的には、住民が「情報を徹底的に分析」し、「将来を見通し」たうえで、「自分たちで決断し」、しかも「参加と対処」をしなければならない。 権利と義務 ペナルティがあった方がいいのか？	4		
区民の権利		4	3
1) やりたい・必要と思う人が制限なくできるように ・どのように「必要」と認めるか？ ・「やりたい」をどう判断するか？		6	1
1) 区民の権利・義務 選挙投票権 区外住民の権利義務は？		6	1
3) 区民参加を区民の義務とするか 区民 参加は区民の権利		6	1
2) 区外住民 先のコアでない住民は練馬区の自治活動に参加する権利を有す		6	1
2) 区民住民 = 住民を中心とした協力体制(練馬という地域にもたらされる、もたらす利益を共有する義務と権利)		6	1
2) 法と条例の範囲で権利と義務を課す		6	1
練馬区が独自に定める権利はあるのか？		6	3
「責務」ではなく権利と義務でワンセットで良いのでは		6	2
同じ区民でも有する権利と義務は等しくない		6	2
主体として子ども、外国人も参加する権利がある。しかし、同じではない		6	3
住民のための権利をわかりやすく表記		6	3
区民は行政サービスを受ける権利がある		6	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
参加は責務でなく、権利		6	3
権利だけを主張する人もいる		6	3
区民にまかせてくれる部分をどうするか。		3	3
「参加しない自由」をどう考えるか		7	1
区民には地方自治の主角 区政に参加する権利があるが責任と自覚が大切 - 和光市		7	1
参加する、あるいは参加すべき案件を規定出来るか		7	1
区民参加は規定しなくてもだれでも自由にできるはず		7	1
入口 1. 原則 最初から最後までいろんなケースがある 2. 議会傍聴 PIなどいろいろ(それぞれのレベルで) 3. 理由 発案の理由がわからなければ全体が理解出来ない。もちろん途中で説明してもらっても良いが。また、結果と評価も知りたい		7	3
(2) 外国人、子どもの参加する権利 「B 区民の権利と責務」としてまとめます。			
1) 法と条例の許す範囲で区民に準じ不公平感の無い様取り扱う 未成年者18~19歳 住民投票参考指標 選挙権等他制度活用		6	1
区民は成熟度(年齢)に応じて区政に参加する権利を上げるかどうか		6	3
子どもの権利条約に書かれていることを自治基本条例に加えてはどうか		6	3
年齢に応じて子どもにも権利と義務		6	3
子どもの権利条約		6	3
外国人の権利		6	3
(3) 参加の義務について 「B 区民の権利と責務」としてまとめます。			
義務 責務としてはどうか		6	
義務不履行の際に強制するのか、制裁を加えるのか、その有無		4	3
義務を定めるにしても、そのことのゆえに区民を排除してしまうことのないようにすべきではないか。		4	3
区民はまちづくりの各チャンネルに1個は参加することを義務化		4	2
4) 区民の義務とすべき点 コア区民とともに練馬のことを考えてくれる者との協力を責務とする		6	1
基本的に杉並区自治基本条例の第4条~6条のような考え方で如何?		6	1
3) 区民として参加するゆるやかな義務 ・情報を求める義務(知る義務) ・ともに良くしようと考える義務(前進の義務) ・生じた利益を共有できる権利		6	1
3) 区民参加は自由参加 協働は努力参加 参加の段階分けが必要		6	1
流動する区民(在勤・在学者や区内を通過するだけの人を含む)に義務までつくるのは少し厳しくないか		6	2
”義務”ではなくて”責務”。制裁は書かない。責務は”軽く”書く		6	3
責務を果たすことでまちが良くなる、幸せになるようなイメージの責務であれば良い		6	3
義務・責務を果たさないから制裁を課すのはおかしい…		6	3
たとえば、 協働…区民の権利? …区民の責務?		6	3
区民の責務を入れるべきか?		6	3
確認的な規定はあってもいいかなあ		6	3
権利と責務に繋がるものとしてモラル・マナーの向上を目指すルール作り		6	1
共同体としてプラスになることをイメージできる責務		6	3
(4) 参加意識の醸成について 「B 区民の権利と責務」としてまとめます。			
練馬区の住民が区政に関心を示し、区政に参加しているという意識を持てるような基本条例ができることを願っている。	7		
身近な自治体における住民参加こそがより良い社会を築いていくための一歩である。	7		
現在練馬区の事業に参加されている方々の中には、若い世代があまりにも少ないことを危惧している。これは、若い世代に「地域」という意識がほとんど無いこと、自治は自治体に任せればよいという考えなどが背景にあると思う。どのような世代でも積極的に自治に参加・参画してゆくためには、意識ある若い世代の発掘と育成・支援が必要だ。「自治に参加・参画する若い世代を支援する」仕組みが必要ではない	12		
小さいころから、自治参加意識の醸成・教育(権利と義務)が大切ではないか。		2	3
ほとんど関心のない区民とどう対処するか。		2	3
三位一体の推進をしていくためには、住民の意識の改革が必要である。		2	1
区民の力を区の事業に用いることも一策ではないか。より一層住民の参加を促すためには、住民の役割及び責務を定義する必要があり、また同時に区政への発言の権利を与えることが必要と感じている。	12		
より多くの人の参加が必要である。		2	2
(5) 評価への参加について 「B 区民の権利と責務」としてまとめます。			
(評価への区民参加が必要) 政策実施後の政策評価制度の拡充・重視 政策の検証は重要		7	3
(評価への区民参加が必要) 行政評価 利用者一人あたりのコストはし意的		7	3
(6) 議案提出権について 「B 区民の権利と責務」としてまとめます。			
住民が個々の条例案を作って会議にかけられるシステム		3	1
例えば、議案提出権など(議会のハードルがあるか…)		9	1
一定のフィルターにかけた上で、請求できる仕組みがあれば良い。		9	1
直接請求は今ハードルが高すぎる。もう少ししやすい直接請求のルートがあると良い。		9	1
議会への政策提案		7	3
議会の提案権		9	2
< 以下は、直接的に自治基本条例に盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。 >			
多くの区民は、現状肯定のまま生きている。	2		
現在の区政の仕組みは、区議や行政に頼った形でお任せ状態になっている。区民は自分の身にじかに降りかかったとき、はじめて区政に興味、関心をいだく。行政や議会に任せきりにせず、今の区政をどうしてほしいのか、どうすべきなのかを区民が提案すべき。	11		
「住民参画」のコア部分の仕組みを策定し、個々の案件においても区民の参画が可能になるように策定したい。	11		

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
区民主権 = 区民経営 = 区民参加		7	1
区民の課題をどうしたら行政の課題にできるか。		3	2
文化人の起用、区政への参加がほとんどない。		2	1
練馬区で活動する、企業、個人は、区民が安全で安心して生活できるための配慮をなくてはならない		6	1
・最低限のモラル ・区民の気持ちとして責務を示す		6	3
まちづくり権をどう考えるか		7	1
"区民参加"で無関心層を生み出しているのは、移動が多いサラリーマン だとしたらせめて練馬区内の 事業者には区民参加の責務を持たせよう！！		7	1
「わがまち練馬」という共生の空間を築く責務を有する		6	1
3-2 総合計画等の策定における参加 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。			
長期計画の策定について事前に区民参加のプロセスをつくるべきだ(説明会前に)		7	3
始まり:理由と終わり:結果を明示すべき		7	3
3-3 意見の提出・募集			
(1)陳情・請願について 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。			
行政へ意見を直接言えるシステムが明確ではない。		2	3
陳情を出した人が説明できる区もある。		3	2
(2)計画の前段階からの参加について 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。			
条例、計画、政策、施策の素案づくりの段階で、区民と区と一緒に白紙の状態から素案をつくる<パブリックインボルブメントの手法>		7	3
行政提案時点での参加 例)保育園の民間委託 指定管理者制度に入る前に区民におろして欲しい		7	3
政策提案制度 区民がある問題を発見し、その解決策を考え付いたとき、区に具体的に政策提案できる 手法。<政策提案>		7	3
政策提案が受け入れられたときにはパブリック・インボルブメントで政策を具体化する			
参加の時期「協働」の観点から、区的意思決定の前から、区と区民とがともに考える形がとれば良い		7	1
(3)パブリックコメント制度について 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。			
パブリックコメントという制度の存在を知らない区民、知っているも実際には意見を出さない区民が圧倒的	1		
パブリックコメントの有効性(価値)		3	1
パブリックコメントは反映されているか。		3	1
(4)意見提出の手続きについて 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。			
住民から区に対して協働の申し出があった場合、一定の条件のもとにそれを受け入れられるしくみ(手続き)		3	1
3-4 住民投票			
(1)住民投票制度の必要性について 「C 執行機関・議会・行政への参画のあり方」としてまとめます。			
住民投票はもっと簡単にならないか。		4	2
住民投票制度		3	1
住民投票の規定があった方がよい		6	2
区政参加方法の見直し		4	2
常設型の住民投票			
問題の所在とそれへの賛否が簡明になる。		7	3
時期は住民投票の仕組み次第			
具体的な規定まではいらないのでは(「…できる」という規定程度でよい)		6	2
住民が新たな条例が必要(自然保護、マンション建設など)と考える時、地域住民による住民投票(強制するものではない)		7	3
区で決めたことに対する住民投票の制度を盛り込むか、いろいろ考えが出る。		9	2
最後の切り札			
区民参加が充実していれば投票には至らないはず		7	3
(2)住民投票権者、請求の署名権者について 「C 執行機関・議会・行政への参画のあり方」としてまとめます。			
1)未成年者の選挙投票			
今の教育システムを考えるとコア区民を含めてまだ早い！！		6	1
(3)投票結果の取り扱いについて 「C 執行機関・議会・行政への参画のあり方」としてまとめます。			
住民投票の効果「尊重?」「従属?」 議員が良い顔をしないかも		7	3
住民投票 最後の意思決定手段として必要		7	3
3-5 附属機関等への参加			
(1)附属機関への参加について 「C 執行機関・議会・行政への参画のあり方」としてまとめます。			
区議会に決定する前の参加を模索		6	2
区議会(区議会議員)との公式の議論の場の設定		7	1
公募区民と諸団体等の参加		7	3
賛成、反対ともに参加すべき		7	3
関係が深い(?)担当課が出す施策について決定前に公聴会を開く(意見陳述)、(特に関係している団体として)		7	3
地域が抱える地域的な課題の解決に向けて、関係地域の懇談会に、行政は第3者として参加		7	3
日程をこなすことが目的になっていないか?(審議会、懇談会等)		9	1
議論が充分か、そうでないかについて、何かフィードバックする仕組みが必要		9	1
<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>			
文化センター運営協議会 公募が0		7	3
各委員会等で公募割合が低い 応募してこない=地域のことを考えない人が多い		7	1
3-6 全員参加の場の設置			
(1)区民大会について 「C 執行機関・議会・行政への参画のあり方」としてまとめます。			
区民大会を制定し、区議会に準ずる決議機関とする。		3	3
区民大会は直接参加		3	3
公的な議論をする場・組織づくり(区民からの牽制)		7	1
(2)直接請求について 「C 執行機関・議会・行政への参画のあり方」としてまとめます。			
選挙の投票率は低いので、区民の区政参加は別な方策を制定 直接請求の簡素化		3	3
3-7 区民の定義			
(1)狭義の定義について 「A 区民の定義」としてまとめます。			
区内に住む人		6	1
住民票をもって基本とする。行政、事業者、団体等を範疇に入れる 68万人		6	1

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
自治基本条例は区と区民(地理的、歴史的、人的…等)に関係した個人法人 区が全部財政的に負担できるか		6	1
事業者をなぜ入れなくてはいけないのか分からない		6	3
(2) 広義の定義について 「A 区民の定義」としてまとめます。			
区民の範囲は？住所のある人だけか。		4	3
区民の範囲は？在勤在学も含まれるのか。		4	3
区民 住む者 働く者(事業者含む) 学ぶ者 + ともに練馬のことを考える者		6	1
働く人及び学ぶ人		6	1
区民地域活動団体		6	1
非営利活動団体及び事業者		6	1
区内に住み、働き、学ぶ人をいう		6	1
住民登録、外国人登録、本社のある事業所(主たる事業を営む事業所)で良い		6	2
住民税、法人税を納める事業所		6	2
環境問題を考えると広く取った方が良いのでは		6	2
「活動するもの」まで入れてしまうのは議論が必要		6	2
広いものと狭いものがある。それによって条例の効力が変わってきそう		6	2
帰納的にやって、また戻れば良い		6	2
区内に住み、働き、または学ぶ人+事業者		6	3
区民:区内に住む人、働く人、学ぶ人及び活動する人(文京区の定義に「活動する人」を追加)		6	3
場面によって参加すべき主体が規定できると良い		6	3
大筋としては広い対象を区民とする		6	3
事業所も地域にとって大きな力。責務はある。地区祭、ねりま祭りなど		6	3
事業ごとに多様な参加の仕方がある。自治基本条例では広くしてよいのではないか		6	3
参加のレベルにもよる。(区民はここまで、事業所はここまで……)住民投票は駄目だとか		6	3
区民か、区民でないかを区別する必要があるものもある		6	3
事業所としての参加？従業員としての参加？		6	3
税を一つのくくりで考えるのも手		6	2
在学、在勤も入れるのも手		6	2
他区が広い設定をしているのは 事実としてそこに居るといふことがある お客さんとして扱うのはもったいない		6	2
練馬区に関わって生活している人達(区民)		7	1
とにかく参加の入口は大きく、広く		7	1
(3) 多段階の定義について 「A 区民の定義」としてまとめます。			
豊島は住民、区民と2段がまえの定義をしているがうまくいかない		6	2
(4) 区民の定義をしないということについて 「A 区民の定義」としてまとめます。			
区民の定義をしないという手もある		6	2
区民の定義は明確化できない。参加の意思のある人は区民と認めたらどうか		7	1
3-8 その他の意見・アイデア			
(1) 参加の手続きについて 「B 区民の権利と責務」としてまとめます。			
参加は手続き条例になる		7	2
自治基本条例の中に手続き論まで入れて良いのか？		7	2
行政の手続きの手法があいまい これをきっちりしたい 窓口の一本化等		7	2
(2) 区民の責務について 「B 区民の権利と責務」としてまとめます。			
区民はもっと傍聴すべき		9	3
議会・議員がもっと勉強するようにするのも、区民の責務ではないか。		9	3
<b>&lt;以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。&gt;</b>			
「参加」のきっかけをどう作っていくか。「参加仕掛け人」を任命する		7	1
「区民参加」は参加の調整ルールにすぎない。区政等への入り口を広げることが大切		7	1
なぜ参加しない！？ いそがしい！(いそがしくなくても) 知らない・思い込み 意味がないと思う 非マニアが多い(マニアは多いのに)		7	1
全てへの参加		7	1
参加は選挙では		7	1
あなたはなにに参加していますか。地道な努力が必要では		7	1
区民参加にはいろいろな分野がある。組織の中での旗振り役 自治会、防災会、青少年健全育成、年末のパトロール、ボランティア、老人クラブ等に積極的に参加していく		7	1
町会活動・防災活動、消防団活動等、地域活動を通じての参加 足元の地域を通じての参加も重要		7	1
地理的 目的を超えて、地域へ参加するもの 自治会等 目的別 NPOなどの仕組み、事業者、市民団体 (この二つの)交流の仕組み(施設など)			
ソーシャルセンター 小中学校のあき教室などを利用		7	1
部屋を主催できる(だれでも)			
安全・安心は行政だけでは守りきれない ここに区民への期待があるのでは？ どこかのプロセスに入れていくべき		7	2
区政に期待する人を増やさなくてはならない		7	2
基本条例によって区政へ関心のある人を増やしたい		7	2
間接民主主義と直接民主主義の折り合いと補完が必要		7	3
4. 協働・コミュニティ			
4-1 協働の推進			
(1) 協働の必要性について 「C コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加」としてまとめます。			
協働とは、区政は区民の為のものであることを区民一人ひとりが明確に意識し、行政や議会の全員が区民と同じ理念・意識を共有し、自治基本条例の下で共に区政に携わることであり、この協働が肝要である。	1		
日々の生活に関わるような問題や将来の練馬区にとっての課題などの全てを、行政や議会だけで対処するには限界があり、区民一人ひとりが自身の問題と認識し、力を合わせて協働することで、問題の解決が迅速に進む可能性が高く期待できる側面もある。	1		
防犯・防災など地域の役割がある		8	2
練馬区を構成する要素は主に住民と行政である。練馬区における自治能力を向上させるためには、住民と行政との協働が必要なことは論を待たない。	3		

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
多数の住民と行政がどのように協働するか、どのように住民・行政間、住民・住民間で合意形成するか、 が自治基本条例でよほどしっかりと仕組みなければ条例の実効性は担保されない。	3		
今練馬の自治に必要なことは、本来の意味で住民との協働、住民参画による自治活動を行うことである。 「協働を望む区民がいつでも区内ならばどこでも参画でき、なおかつそれが区政に確かに反映される ことが保障される仕組みの土台作り」をしたい。	11		
住民の連帯感を醸成する		8	2
国・都から自治権が区へ移行		8	2
住民だけでは限界。 行政等との協力が必要。		9	2
(2) 協働の定義について 「C コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加」としてまとめます。			
区民・区議・行政が共に考えてつくりだす。		4	3
協働は区民にとって権利なのか？		4	3
協働は区民にとって義務なのか？		4	3
協働は区民にとって表裏一体か？		4	3
(3) 協働の単位・形態について 「C コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加」としてまとめます。			
自治基本条例は ・団体単位？ ・個人単位？		8	3
個人でやっている …ボランティア 団体でやっている …協働		8	3
日常的な範囲で考えると 区民、小学校区(PTA)、町会、自治会など		8	2
コミュニティ活動を通じての協働		8	2
(1) 町会、自治会(ボランティア活動) (2) NPO (3) 一般企業 3極体制		8	2
協働には、 民のサポートとしての協働 官の下請け的な協働 がある(両方のベクトル)		8	3
議員とのコミュニケーションが必要		8	2
議会と区民との協働も論点		8	2
町内会、NPOとの協働も必要(NPOとの協働)		8	2
(4) 協働するにあたっての区との関係について 「C コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加」としてまとめます。			
区の職員と住民が、同じ方向を向くことが必要である。		2	2
行政は住民と協働する義務がある		6	3
計画参加 決定参加 実行参加 = 協働 評価参加		7	1
区に頼るだけではだめ。		2	2
協働と人口規模とを勘案する必要があるのではないか。		2	3
協働(本当に区民・住民参画)ができる区との関係		3	2
区民と区との協働は区民にも行政権限を付与し、区との対等関係を築く。		3	3
最も核心的で重要な論点は、やはり多数で多様な住民と行政との協働をどう仕組むかにある。	4		
協働の仕組みを区がつくるべき ・住民からの意見を反映するなど(意見・提案)		8	1
68万人の力や知恵を結集できる仕組みが重要(意見・提案)		8	1
政策を区が一方向的に決めるのはどうか？		8	2
政策形成の段階から協働が必要		8	2
協働を求めていくのは行政？		8	3
行政 - 民にお願いする 民 - 行政に頼る 官でしかできないことを官でやっていくべきだ。		8	3
「対等・協力」(杉並)は、あり得るのか。そもそも区は、区民のしもべでは？		8	3
住民が協働を望む場合、行政がその場を設置する。		3	1
区との対等関係の立場に立つことが必要(NPOとの協働)		8	2
(5) 協働するにあたって危惧すべきことについて 「C コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加」としてまとめます。			
協働系を重視すべきで、区民がより自主的に行動できるようにすべきである。これに対極にあるものが、 立憲主義である。		2	2
協働の場の提供が重要(意見・提案)		8	1
下請けではなく住民満足度を高める協働が必要(意見・提案)		8	1
生産性のある協働が必要 コラボレーションを育む		8	1
練馬のアイデンティティを培う視点からの協働が必要(意見・提案)			
協働すると、区の行政サービスが落ちるといふ恐れがある		8	2
民間委託につながる恐れ		8	2
区の事務事業の削減			
人件費節約のために使われてしまう恐れ(下請け)		8	2
区との協働が成り立つには、住民は自助努力が必要		8	2
協働 ・区と区民 ・区民と区民		8	2
課題解決は、少数派には難しい(NPOとの協働)		8	2
団体間のつながりをつくるのが難しい(NPOとの協働)		8	2
協働の推進 協働をはねのける必要がある場合もあるかもしれない。		8	3
ストップをかける必要もあるのでは？ お互いが気持ちよくいられる関係を保障するものであるべき。		8	3
心の優しい方だけ苦労するというのはおかしいので、そうならないような内容を組み込むべき。		8	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
業者の安受けが協働なのか。職員と一緒にプロジェクトをやるのが協働か、つかみきれない。 <以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>		8	3
練馬の民度は、高い。		2	2
区長が協働に関してスローガンを打ち出している		8	2
活動に参加する人と参加しない人がいる。参加しようにも組織や活動を知らない。		2	2
大型店やチェーン店も、町会の一員として協働するまちを目指してはどうか。		2	1
様々な観点、立場から参加しやすい仕組みが重要ではないか。		2	2
教育問題(道徳・マナー)、不法駐輪・ごみ問題の原点を考えるべきではないか。		2	1
協働とは何をすることか。具体内容から議論してはどうか。その際、防災が一番よいのではないか。		2	2
1万坪(大泉さくら運動公園)の管理委託は、高齢者の活性化にも繋がる。		5	2
練馬区の独自性ある政策や事業を打ち出す。(意見・提案)		8	1
協働の体制はまだできていない		8	2
ふるさと文化館 ・練馬の歴史や文化を伝える施設(現状・特性)		8	1
コミュニティとやる部分だけでない		8	2
防災・防犯・環境づくりの面では協働の取組みが見られる		8	2
実態としての「協働」		8	3
自治基本条例は協働推進か?		8	3
行政の要求であっても、蹴とばすものは蹴とばす。条例に歯止めは不要		8	3
4-2 コミュニティの意義と支援			
(1) コミュニティの意義について 「C コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加」としてまとめます。			
練馬の将来を担う子どもたちが、健やかで伸び伸びと成長することが、何よりも今大切である。今こそ地域の大人の目が子どもたちに幾重にもそそがれることが必要である。そのためには、地域の力がなによりも大切である。練馬区の自治を考える際に大切なことは、地域の一つひとつの活動の積み重ねであり、多くの区民が地域活動をすると思う。	2		
間近に迫る団塊世代の大定年時代を考えると、受け皿を早い段階から準備し、但し、行政の負担を少なくし、自治意識高揚のための自由度を、法令遵守の軸は外さずに仕掛けることは、大変意味がある。	10		
コミュニティは、 NPOなど = 目的別 自治会など = 地域別 <企業>との協働もある。		8	2
ゆるい形で区共通の考え方やルールを定めては。(意見・提案)		8	1
コミュニティレベルでの活動をどう位置づけるか?		6	2
ボランティアとNPOとを区別すべき		7	3
コミュニティ組織、NPOなど多様なあり方		3	3
コミュニティの支援・育成 行政の責任		8	2
参加して欲しいが強制しない。懐の深さが必要		8	1
(2) 地縁的コミュニティの意義・重要性・支援 「C コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加」としてまとめます。			
地域コミュニティ(町会・自治会)の問題点を考えるべきではないか。		2	1
若い世代が地域に関わることが大切である。		2	1
団塊の世代が退職して地域に帰ってくる。受け入れるための職場(NPO等)が必要ではないか。		2	1
各町会単位の意見をもっとまとめてほしい。		2	1
町会・自治会には、ボスがはびこる体制があり、問題である。		2	1
自治会町内会へ若い方を巻き込むべきではないか。		2	3
住民同士のコミュニケーションを図るべきではないか。		2	3
町会の加入率を上げて、住民全員参加にしたい。		2	3
町会に気軽に参加できるようにすることが大切ではないか。		2	3
自分の住む地域のコミュニティ参加にしないではいけない。		3	3
町会にとびこんでいく。(門戸は開かれている。)批判だけでなく		3	3
町会のあり方		4	3
町会での問題解決			
住民間の対立		7	3
町会も大変だ。			
区と協働しているいろいろな仕事をしている		7	3
町会・自治会では、一人の人に仕事が集中しがち(問題点)		8	2
コミュニティ活動と政治活動は区別		8	2
積極的な町会と消極的な町会がある。			
地域でアンバランスが出る		8	2
自分のまちは自分で守るという意識が重要		8	2
住民が主体性を持つことが大切(必然性が大切)		8	2
地域で相談できる場所が必要		8	2
自治会や町会と個人のかかわり		4	1
コミュニティ組織の確立		4	1
ご近所仲良く全員参加の町会活動		8	2
地域のことは地域で、が基本。しかし、新旧等の住民意識差が障害。 無関心層が増えている。 行政分野が専門的で分かりにくい。		9	2
(3) テーマ型コミュニティの意義・重要性・支援 「C コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加」としてまとめます。			
NPOの育成が必要 問題もある		7	3
分野によって多様なコミュニティを形成すべき。(意見・提案)		8	1
隣接区と連携したコミュニティが考えられないか。(意見・提案)		8	1
(4) 行政とコミュニティの関わりについて 「C コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加」としてまとめます。			
町会以上に概念を広げる。		3	3
足元のコミュニティ活動		3	3
希薄化した人間関係からご近所づきあいの出来るコミュニティづくり		3	3
区民一人ひとりが住民自治の基本に立ち返ることと地域に対する関心をきちんと自覚し、責任意識を持ち個人と同時にコミュニティの一員であることも認識していく必要がある。	2		
<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>			
地元に着目して生活する世代、「子ども」、「高齢者」にとって、生活しやすい練馬であることが求められる。		2	1
区や町内会の取り組みを勉強することにより、地域を知ることが必要ではないか。		3	2
ご近所づきあいのできるまち(再)		4	1

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
まつりやフリーマーケットが大切ではないか。		2	3
高齢化が進む中での住民同士のつながりをどうすればよいか。		2	1
人間関係が希薄になっている。近所づきあいが必要である。		2	2
町内会の活動をよく知らない。		2	2
かつてのコミュニティの再生が必要である。		2	2
かつてのコミュニティは、むら社会が引き継がれた良さもあった。		2	2
新住民と旧住民との考え方に違いがあるのではないか。		2	2
コミュニティ活動の現状と課題		4	1
石神井、練馬、光が丘などで地域コミュニティの特性が異なる(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
江戸時代からの5名に由来する氏子が残っている地域もある。地域性を大切にすることがある。(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
児童が増加しているのは中村、大泉のみ。(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
一人ひとりの生活によって属するコミュニティが異なる(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
区内だけでは解決できない課題もある。(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
声かけ運動		8	1
防犯やコミュニティづくりに役立つ(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
商店街はコミュニティの母体だった。コンビニにはない。(練馬のコミュニティの現状特性)		8	1
町会の組織力34%(?)		8	2
パワーアップを!(重複地区の解消と空白地区の消去を)		8	2
安全・安心課からの花の鉢を300鉢もらった(警察からの提案)。水をあげるときに近所の確認をすることにより、空き巣の被害 12件 0件へ。(自治会、町会での取り組み事例)		8	2
活動に関心を持ってもらう		8	2
魅力ある町会、自治会にする		8	2
防犯ポスターを自主的に自治会で協力して掲示(行政からのお願いでない)		8	2
例)町会連合会と区長懇談会をやっている。		8	2
賃貸のお年寄りに情報提供		8	2
団地内の清掃実施		8	2
植栽プランター作成		8	2
光が丘団地内では情報共有(お年寄りとのランチパーティなど)		8	2
個人に興味を持ってもらうためには?		8	2
パトロールカーを借用して町会を回る		8	2
4-3 「協働・コミュニティ」の部分の書き方について 「C コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加」としてまとめます。			
協働とコミュニティの並列はおかしい		8	2
他区はさらっと流しているが、それもひとつの手だと思ふ。		8	3
「協働」を無理に定義づけなくても良いのでは。		8	3
住民が実践でき、かつ成果を実感できる何かを盛り込めないか。		9	2
<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>			
区の考えは、区民との協働のしくみの集大成		9	2
光が丘の場合の問題は、ゴミ、放置自転車、治安		8	3
5.区、区長の役割・責務			
5-1 区的基本的役割・責務			
(1) 区政の基本的なあり方について 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
先駆的活動へ、区から支援をすべきではないか。		2	3
切羽詰まらなければ行政との接点は無く、自治意識も芽生えない。残念ながら、わが練馬区では、区民の自治意識を覚醒させ実行させる「仕掛屋」の仕事が一番難しく、一番求められている。	5		
激しい社会環境の変化に対しては画一的な問題対応ではなく柔軟かつ独創的な行政運営が必要であり、都や国からはいい意味で独立(自立)した立場で自己責任、自己完結型の区政の確立が不可欠である。	1		
行政(区)と区議会それに区民の、三者の役割は、「基本理念」「区政情報」と「住民参加・協働」を共有し、お互いに補完しあわなければならない点である。なかでも、区と区議会の役割は大きい。	4		
次の3点について提案したい。 他区に行政センターを設置し、他区への通勤通学する多くの区民の便宜を図る。 行政サービス裁定委員会を設置し、行政から独立して苦情相談紛争解決機能を司る。 生活基盤単位(丁 番号の番の単位)を住民自治単位として、町会からの業務委譲と区の助成を行う。	5		
少数派の課題を受け止める場所はどこ?	3	2	
多様な地域コミュニケーションを基盤とし、その連合体としての区	4	1	
手厚い行政ではなく、考える区民を育てる行政	4	2	
行政は公平な第3者として参加してほしい	7	3	
区政に望むことは、無駄な経費を削減しつつ、住民サービスは充実させてほしいということである。	2	1	
税金の使い方をどうするか。	9	2	
まちを発展させるために何が必要かを位置づける	9	2	
(2) 区民との関係について 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
行政の区民のあり方の見直しが必要である。		2	2
地域の問題を地域の力で解決したい。行政は公平な第3者として参加		7	3
区民が区政に参加しやすくする手助けをする必要がある。		2	1
区民にわかり易い区政であって欲しい。		3	1
自治意識を高める仕組みづくり		3	2
理解しあい、良い知恵を出すためには、先ず、コミュニケーションが必要である。	7		
(3) 民間企業との関係について 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
民間の力を活用した区政を目指してはどうか。		2	1
区政運営と民間委託化の問題 ・区民の考え方 ・議会・議員の考え方を教えて 自治基本条例に対して ・民意の反映方法としての自治基本条例		3	2
(4) 書き方について 「A 自治の基本原則(情報共有・情報公開を含む)」としてまとめます。			
選挙で選ばれる人とそうでない人を並列で役割・責務を書くべきでない。分けるべき(文京区第25条)		9	3
区長は… 区は… 区の職員は…	主語には様々なパターンがある	9	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
	文京区25条で、区長、助役、収入役を列挙したのは、何か特別な意味があるのか。単に「区長」「区長及び職員」ではダメか。	9	3
	「執行機関の職員」は、単に「執行機関」だけで意味が通じるのではないか。	9	3
5-2 区長の責務			
	(1) 基本的なあるべき姿勢について 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。		
	自分の意見に沿わない人の意見であっても、積極的に出向き、自らの意見を話し、その方の意見も聞いてもらいたい。	9	3
	区長がよりどころとなる考えを自治基本条例の中に入れるべき。	9	3
	助役・収入役は区長の補佐なのだから「区長」で良いのではないか。	9	3
	地方自治法の定める役割、責務の他に、区長の責務はあるのか？	9	3
	首長が決めれば良い。条文で定めなくても良いのではないか。	9	3
	杉並区の条例と同じような結論に至ったとして、それを区長へ言えるのか。	9	3
	責務というより、「こういう姿勢であってほしい」という願いを表しても良いのではないか。	9	3
	地方自治法が変わったら、 首長が変わったら、 その場合でも「区長はこういう姿勢でいて欲しい」を書き込んでどうか。	9	3
	杉並区12条2項の「区民の信託」をどう読むか。	9	3
	「信託」といっても、あっちのグループこっちのグループ、どちらの「信託」なのか。	9	3
	【視点】 1. 「区民の信託に応え～」は最低限として入れるべきか？ 2. 他に入れるべき項目はあるか？ 3. 主語をどうするか？「区長」以外に主語があるか？	9	3
	(2) 多選禁止条項について 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。		
	多選に関する記述は必要か？本来ならば後継者を育てるべきだから長いなくても良いと思うが	9	1
	中野区 多選禁止条項まで規定している。	9	3
	多選禁止条項は不要 立候補の自由 区民の選ぶ自由 をさまたげる。	9	3
	中野の多選禁止条項は、重要とは思えない。	9	3
5-3 職員の責務・育成			
	(1) 職員の基本的なあり方について 「B 行政職員の役割・責務」としてまとめます。		
	職員は勉強せい！ 文京区30条(しかし、文末は努力規定に) 当たり前なことでも書き込むことによって規範性があり、職員がちゃんとやっていたら指摘できる。	9	3
	(2) 職員の育成について 「B 行政職員の役割・責務」としてまとめます。		
	人事制度の拡充を書いてはどうか。 人材育成を図り、効率的な運営を目指すべきではないか。 専門的な事柄は、プロパーでプロを育てていかなければならない。 4月の人事異動時には、「エクスキューズ」が入る。4月前にしっかりと教え込むべきだ。	9	3
	(3) 職員の資質について 「B 行政職員の役割・責務」としてまとめます。		
	職員は協働を担う資質を具える(入れている自治体あり)。(辻山先生から)	9	3
	職員は、区員に対して公正であって欲しい。	9	3
	文京区の30条は当たり障りがない。	9	3
	<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。> 人事考課については、自治基本条例に書くのはふさわしくない。しかし、再雇用、再任用のヒドさを明らかにすることは大切。	9	3
	区役所の職員は、3年ごとに異動するので、勉強不足であり、責任感がない。	2	1
5-4 区の組織・執行体制			
	(1) 小さな政府について 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。		
	「新しい自治」のシステムが構築され100%機能したと仮定すると区民の民意が直接的に区政に反映され、実行されると言うことになる。また、議員の方々に対してはより専門的な知識と豊かな経験が更に求められると共に、区政運営に対するチェック機能としての業務、各種様々な取りまとめ役及び仲介調整機能や区内外の交渉、折衝業務などが重要な業務として新たに位置づけられていくと考えられる。 都区財政調整制度を見直せば、練馬区は収入減になると思うが、小さな自治体にすべきではないか。 区役所は、まだまだ大きすぎる。 業務委託は、単に経済問題として片付けていいのか 民間の力を活用する行政をできるだけ民間に任せる。 行政規模を小さく。 民営化など、自治の議論の前に進められているものがあるが、いかがなものか。	2	
	(2) 計画的な行政について 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。		
	新行政改革プランに掲げられた目的のチェックと、それを基本条例の柱にすえること	4	2
	運用の仕方が大切	9	1
	健全な計画を立てることは今の時代に重要では？	9	1
	<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。> 大規模な都市での自治推進は難しいのではないか。	2	2
	個人の権利と行政の権利との整合性(再)	4	2
	身近に感じられる。	4	2
	問題、課題を区民と共に考えて(手を出しすぎない)	4	2
	戦略的	4	2
	義務を定めるにしても、そのことのゆえに区民を排除してしまうことのないようにすべきではないか(再)	4	3
	区のあり方	4	3
	23番目の区だと遠慮しない。	4	3
5-5 総合計画に基づく行政運営			
	なし		
5-6 行政評価 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。			
	練馬区にいる沢山の専門家の協力を得て、成果が確認できるような評価システムもルール化に含めてもらいたい。 行政評価のしくみをもっとわかりやすく。	7	
		2	1
5-7 行政手続 「B 執行機関の役割・責務」としてまとめます。			
	仕組みは埋め込んでおくことが大切。	9	3
5-8 財政運営			
	なし		

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
5-9 国(法律)・都との関係(連携) 「A 国や都との関係(団体自治)」としてまとめます。			
都や国に意見を求めない区政にしたい。		2	1
都と区役を考へてみる必要がある。		2	1
練馬区が23区から独立した場合、都からの税のバックがあるのか。		2	1
周辺自治体との連携・協働関係		3	2
都区制の見直しによる自治の基本見直し		4	2
地方自治法の枠組の中である程度カバーされているのでは		9	2
法の枠内で行政運営は流れている		9	2
<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>			
10年間で行政は大きく変わった。地域との協働が進んできた。		9	2
6.議会の役割・責務			
6-1 議会の責務・役割			
(1) 議員の基本的なあり方について 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。			
議会は、討論の場になっていない。討論の場とすべき(自由討論の時間も考える)		9	3
議会は、区民参加を望んでいるのか。逆に敵視していないか。		9	3
文京区23条「区民との直接対話の場を設ける」は参考にすべき。			
(2) 議会と住民との関係について 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。			
議会と住民との関係をもっとはっきりしたい。		2	2
区議会議員(間接代表)と住民(直接)のバランスをどうとるのか		4	2
議会と住民の意見交換は必要		7	3
議会に継続的に住民意向を反映していける仕組み		3	2
議会に住民意向を反映していける仕組み		3	2
議会に住民意思を伝えやすい手続きを、陳情を2回書き直された。		3	2
区議会議員は区民の代表者であるので責任を持って政策をやってもらいたい(問題があれば事前に議員の意見交換会を開くこと)		7	3
議会に民意は反映されているのか?		3	2
議会は、住民の意見をきく。		9	3
「信託」と議会との関係も考慮する必要がある。		9	3
議会も区民の意見を聞くべき。このような懇談会のようなもの。		9	3
議会(間接民主制)と区民参加の折り合い		9	2
議会と住民との意見交換が重要		9	1
議会は住民の力をもっと利用すべき。		9	3
(3) 区(行政)と議会の関係について 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。			
区議会は勉強不足で、行政の言いなりになっているのではないか。		2	1
首長と議会が対立する場合			
首長がやめさせられてしまつては		9	3
区民の信託に応えていない			
(4) 議会の公開について 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。			
区民による提案と決定のしくみを拡充させる。		3	1
議会との役割分担を考へる。			
住民の要望により、透明性の高い会議		3	1
議会の録画			
区民が参加しやすい公開性		9	3
(夜間、休日開催など)			
区民は傍聴の責任もある			
開かれた会議の場とする。		9	3
(5) 陳情・請願について 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。			
議会審議をする前に、請願、陳情の形で特定な問題について討議		7	3
陳情・請願を出したとき、委員会で主旨説明をしたい(世田谷区は制度がある)		7	3
陳情は、「継続」するより「採択」、「不採択」を明確にすべき。		9	3
陳情趣旨を明確に伝えるため、代表者に説明させるべき。		9	3
主権者としての権利行使であるので、陳情・請願という言葉を用いなくて、表現できないか。		9	3
(6) 議員定数について 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。			
70万区民となる見込 議員定数をどうするか		9	2
(7) 「議会の役割・責務」の箇所の書き方について 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。			
区民・投票で議員を選ぶ(議員の承認)		7	3
議員・議会にアクセスしたい要求がある 「議員へのアクセス」、「議会へのアクセス」を分けて考へるべき		9	1
「議会」へのアクセスなら自治基本条例で考へられる。議員は個々で		9	1
議会運営条例をつくる。		9	3
議会、議員の権限発動が十分に成し得るための、仕組みに関する規定は、必要ではないか。		9	3
<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>			
練馬の政策策定においては、(議会への)参加は無理		7	3
「選挙=参加であつて、個々の参加は不要」と言うのは古い政治学の考へ。		9	3
6-2 議員の役割・責務			
(1) 条例提案権の行使について 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。			
区民の意見を聞く。			
区民参加の規定		9	3
区民の意見を聞く			
雅量を議員が持てるか。		9	3
議員は、もっと勉強すべき。		9	3
勉強する(立法機能の発動)		9	3
議員一人ひとりが、条例を作つてはどうか。		9	3
(2) 区民との関係について 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。			
議会の行動をしばるものは、この例の中にはない、区民との関係で記述してはどうか。		9	3
<以下は、直接的に自治基本条例で盛り込むべき項目・内容ではないと考えられるものである。>			
会派としてではなく、一人の区議会議員として対応すべきではないか。		9	3
6-3 議会事務局の役割・責務 「B 議会の役割・責務」としてまとめます。		9	3
区民と議会との障壁とならない。両者をつなぐべき		9	3
7.条例の位置づけ、見直し規定			
7-1 条例の位置づけ			
(1) 最高規範性について 「A 条例の構成・位置づけ・改定の方法」としてまとめます。			
条例の最高規範性を入れるべき		9	1

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
(2)他条例との関係について 「A 条例の構成・位置づけ・改定の方法」としてまとめます。			
条例に基づき、他の条例等も見直す必要がある。		9	2
議会のことを書くのか、最高規範性を持たせるのかなど。		9	3
自治基本条例の位置付けにもよるのではないか。		9	3
他の条例を無効にすることはできない。		9	3
最高裁判例 旭川学力テスト事件 憲法			
教育基本法		9	3
その他の法 できるだけ解釈運用の基準			
7-2 条例の見直し規定			
(1)改正手続きについて 「A 条例の構成・位置づけ・改定の方法」としてまとめます。			
条例の改正 区民の意思表示に関する手続規定が必要		9	2
条例改廃に関することをうたっておく。 具体的な提案にしておく。 その程度にはいろいろある…		9	2
自治基本条例の改定手順をきちんと入れるべき。		8	3
自治基本条例は、議会だけでなく住民の投票を経て決めるという手もある		8	3
(2)制定後の検証の必要性について 「A 条例の構成・位置づけ・改定の方法」としてまとめます。			
条例制定後、半年、一年で作った結果、どうなったかを確かめる必要がある。		9	1
住民の意思表示の手続についてふれる		9	2
7-3 全体の条例文の書き方について 「A 条例の構成・位置づけ・改定の方法」としてまとめます。			
自治基本条例の内容は、区民が読んで簡単に、かつ正確に理解できるものであることが非常に重要である。条文の中身も重要だが、理解しやすくする工夫も大切である。	1		
ある政党の新憲法起草委小委員会要綱に、憲法前文に関する作成指針がある。これを次のように読み替えてみるのも条例の骨組みを考える一助になると思う。 区の主義主張を堂々と述べ区民の共感を得る 条例の基本理念を簡略に記し、練馬区の目標を掲げる 区域、自然、歴史、文化などについて記述する 条例制定の意義を示す 正しい日本語で平易で格調のある文章にする	9		
前文/ポリシー 課題と基本合意 仕組み		3	1
条例は20条迄とし、単純明快にする。		3	3
基本条例の詳細は各条例に任せ、区の理念と制度を骨組とする。		3	3
人権とか社会権は国の法令に任せる。 練馬は別な意味での条例を作成する。		3	3
区民参加と協働を自治基本条例で体系化して位置づけたい(区)		9	2
PI(パブリックインボルブメント)という言葉は使わない方がよい		6	2
自治条例には、総則だけを置いて、参加条例、区民投票条例など個別に規定する方がベターでは？		7	1
条文は細かく書く必要はないのでは？		9	1
だれでも読んでわかる、わかりやすい案文に		9	2
細かい規定は別途個別に定めてもよい。		9	2
8.分野別まちづくり課題			
8-1 防災・防犯			
防災、防犯、防火等を推進すべきではないか。		2	3
防災訓練の充実を図るべきではないか。		2	3
セーフティネットなど、全練馬での防犯対策が必要ではないか。		2	1
安全・安心が練馬のまちづくりのテーマである。		2	2
練馬の犯罪は、最悪に近い状態にある。		2	2
学校は、防災の拠点・センターにすべきである。		2	2
平和		3	1
学校・農園・空き地を防災の拠点センターにする。		3	2
防災・防犯		3	3
安心安全のまちづくり条例をしめすことを考える。		3	3
練馬区で活動する企業・個人は、練馬区民が安全で安心して生活できるための配慮をなくてはならない。		3	3
安全・安心街づくりの具体的課題の推進		3	3
平和都市		3	3
安心して歩ける。		4	1
安全・安心		4	1
自警団		4	1
消防団(防災)			
危険マップ			
練馬独自のものはなし		5	2
土地(地価)が下がる 知っていればいい(再)			
避難拠点を地域コミュニティの核に		7	2
8-2 環境			
自治活動への参加を通じて強く感じたのは、練馬区は宅地化が進みつつも、緑を大切にしているのが、リサイクル、農業、防災をはじめ、多種多様な自治活動が展開できる、恵まれた環境にあるということだった。	10		
タバコやごみをポイ捨てする人がいる。誰が掃除をするのか。住民一人ひとりの意識を高めるような条例もほしい。		2	1
ときたま、子犬の散歩でフンの処理がしていないことがある。		2	1
タバコの吸いがらの処理場所の充実		2	1
緑と水、自然保護のために、「先手、先手」を打つべきだ。		2	1
愛犬が生きやすい環境を維持していきたい。		2	1
緑の多いまちづくりを進めるべきではないか。		2	3

項目	備考		
	作文 番号	懇談会 No.	班
	畑や牧場を残すべきではないか。	2	3
	緑との共生を盛り込む	3	1
	緑豊かな美しい街づくり	3	1
	豊かなまちづくり	3	1
	自然	3	1
	環境	3	1
	公園と川・池の掃除	3	1
	緑化への取り組み	3	3
	練馬区は良好な住宅地だと思いますので新宿などの街と違い、大型店の深夜営業は必要ないのではと思います。地球の温暖化をふせぐためにも、青少年の健全な育成のためにも。	3	3
	国が決めた最低基準ではなく、独自に規制値を定めるべき。ダイオキシン規制など、横浜市はやっている	7	3
8-3 福祉			
	子どもや高齢者に声かけをできる区を目指すべきではないか。	2	3
	ボランティア活動の活性化を図ることが必要ではないか。	2	3
	学校の空き教室等を利用したソーシャルセンターの設置を図ってはどうか。	2	1
	弱者にやさしいまちづくりが大切ではないか。	2	1
	福祉が良いと思うので、他区より高齢者が集まって来ているのではないか。高齢者の面倒を見る若者の住宅の家賃を補助してはどうか。	2	1
	高齢者の虐待防止を進めるべきではないか。	2	3
	福祉の充実	3	1
	高齢者の雇用機会を拡大する。	3	1
	労働人口が減る。	3	2
	障害者自立支援法と自治体の取り組みについて	3	3
	老人福祉と保育園の共存	3	3
	福祉の位置づけ	3	3
	定年退職者の活用	3	3
	福祉の充実 高齢化に向けて	4	1
	高齢者の活躍の場がある(再)	4	2
	少子高齢化対応のまちづくり(再)	4	2
	安心・安全な生活確保(再)	4	2
	福祉の充実	4	2
	医療施設の充実を図る	4	2
8-4 都市基盤・計画			
	細い道路の整備が遅れているので、必要に応じて買収しながら広げてほしい。	2	1
	歩道に電柱が出っ張っている。	2	1
	狭い歩道を自転車が歩行者を蹴散らすように走っている。自転車は車道を守るべきと思うが、車道を守るのも危険なので、自転車道を作ってほしい。	2	1
	夢のある宅地開発を誘導すべきではないか。	2	3
	道路が狭い。車道と歩道の区別がある道路が少ない。	2	3
	次世代につないでいく住みよい環境	3	1
	農地の問題は練馬固有の問題	3	2
	都市計画見直し(虫食い開発)	3	3
	マンション老朽化により入居者が少なくなる。	3	3
	高層化すればいいというものでない。	4	1
	建物の外観	4	1
	色の調和	4	2
	実は居住性が良い	4	2
	建物は3F建てくらいがいい。10Fでは高齢者にづらい。	4	2
	2F建てが乱立すると緑がなくなる	4	2
	公園などの広場にトイレを設置することの必要性	5	2
8-5 教育・文化・子育て支援			
	子どもに関して、縦割り行政の弊害が出ている。	2	1
	施設での使い勝手が悪い。「子どもにやさしい練馬」を目指してはどうか。	2	1
	文化施設では、プロと区民の共演のチャンスを作り、文化レベルのアップを図ってはどうか。	2	1
	練馬区は68万人の人口を持つ大きい区であり、都内23区システムが横並びなので、練馬独自のシステム(教育など)があってもよいのではないか。	2	1
	教育委員会・子育て支援・青少年育成の連携が必要ではないか。	2	1
	子育て問題が重要である。高齢者や障がい者問題が重要である。	2	2
	保育に対する予算を数の論理で削ることではなく、保育園への待機児をなくすことが大切ではないか。	2	3
	子どもの虐待防止対策が必要であり、母を支援すべきではないか。	2	3
	障害児を地域の普通学級へ通学させることが大切である。	2	3
	文化	3	1
	小中学校の教育に非常勤で民間人が教えられる。	3	1
	教育問題、道徳マナー、子育て支援、青少年連携	3	2
	少年育成(薬物乱用)	3	2
	安心して子育て出来る環境整備	3	3
	マナー 教育	4	1
	教育(協育)	4	1
	地域ぐるみの子育て	4	1
	子育てを「経験」「知恵」の面で支援	4	2
	義務教育の場への教育の立場としての参加	4	2
	子どもたちの施設	4	2
	指導者	4	2
	保護者	4	2
	スポーツが盛んなまちづくり(社会体育の醸成)	4	2
8-6 公共施設の充実			
	区立地区区民館の民営化 活性化(地域)	3	3

網掛けしているものは、現時点において、それぞれの項目について直接的に自治基本条例に盛り込むべき項目・内容でないとかんがえているものであるが、今後の検討において盛り込むべき項目・内容とする場合がある。